

2) 並松街道の再生の検討

並松街道の再生検討にあたっては、並松街道の歴史及び関連計画等より、重点的に再生すべき範囲や並松街道が担う役割や機能について検討する。

① 並松街道の再生に関する計画等の整理

■ 並松街道の歴史

【琉球王府時代】

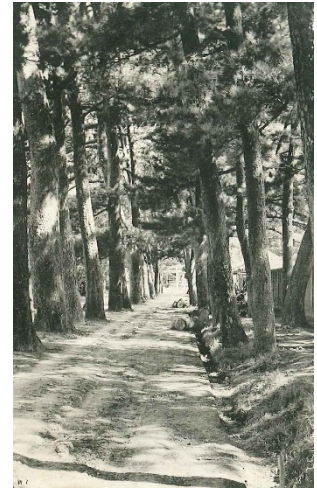
- ・ 尚貞王(1645～1709)の世子・尚純(1660～1706)が宜野湾並松(ジノーンナンマチ)の松を植えつけさせた。
- ・ 1644年からは、琉球国王が9月に普天満宮に参拝する普天間参詣が行われ、次第にこの時期にお参りする習慣が王府の官人や庶民にも普及してきた。

【明治以降】

- ・ 1932(昭和7)年、宜野湾並松が国指定天然記念物に指定。
- ・ この頃(1932年頃)の宜野湾並松の行程は5.8km、松の株数2,944本であったと報告されている。

【戦後から現在】

- ・ 戦後になると米軍普天間飛行場として大部分が軍用地にうばわれ、並松は滑走路の下に消えた。
- ・ わずかに残っていた松も台風やマツクイムシの被害、商店街の発展にともなって伐採された。



宜野湾市教育委員会提供

■ 「中間取りまとめ」における検討内容

「中間取りまとめ」においては、「宜野湾の歴史が見えるまちづくり」として並松街道の再生を提案している。また、「自然・歴史特性の保全・活用に向けた公園等の整備」及び「周辺市街地における環境づくり」として並松街道の全体像が見える空間づくりを提案している。

「宜野湾」の歴史が見えるまちづくり

- ・ 「並松街道」や「旧集落」等を中心とし、隣接する既存樹林地や遺跡等を含む一帯は、「宜野湾」の生い立ちが見えるまちづくりを目標として、「(仮)歴史まちづくりゾーン」として位置づけ、一体的な風景づくりを推進

自然・歴史特性の保全・活用に向けた公園等の整備

- ・ 松並木道を往時の幅員・ルートで、緑道等として再生し、周辺市街地においても、「並松街道」の全体像が見える空間づくりを推進
- ・ 並松街道の整備手法や跡地と普天間宮とを結ぶ区間等の周辺市街地における再生の方向等について検討を行う

周辺市街地における環境づくり

- ・ 跡地における「並松街道」の再生とあわせ、周辺市街地では、「並松街道」の全体像が見える空間づくりを目標として、「並松街道」の空間再生に向けた取組を推進
- ・ 今後、跡地と普天間宮を結ぶ区間等において、再生に向けた手法や実現性に関する検討を行う

出典：普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」(平成25年3月)

■ 普天間飛行場跡地利用計画策定有識者検討会議におけるご意見(平成 27 年開催)

(文化財・自然環境部会)

- ・まちと松の共存・共生も考え、生活や風景に溶け込んだ宜野湾の名物として復元
- ・並松街道は、往時のルートを重視し、難しいようであれば位置の変更を検討
- ・道路の中央に当時の幅員で遊歩道として復元し、両側を車道として整備
- ・松をどこから持ってくるのか検討する必要がある。



(例) 県民フォーラムやイベントで市民と植樹することで跡地利用の啓蒙の一環となる。

(土地利用・機能導入部会)

- ・並松街道は、歴史の視点で見た普天満宮との連携も重視してほしい。
- ・並松街道の配置について、土地活用と文化財の兼ね合いをどうするかがポイント
- ・もとの位置にこだわらず、公園をつなぐ役目、住居ゾーンをつなぐ役目、拠点ゾーンなどへ基地の外から人を呼んでくるネットワークルートとするとよい。
- ・並町街道をコミュニティ再生の核とする。再生するのではなく、従来のコミュニティに新しい街づくり・まちのポテンシャルをあげるものとして捉えるべき



■ 平成 27 年度ワークショップの住民意見

【シンボル化に関する意見】

- 並松を“まち”のシンボル化
- 既存の自然を利用して並松を再現する。
- フェンス沿い緑地部分に並松街道をつくる。
- 公園と一体化し、シンボルとなる並松を再現。
- 時代の流れを表す場所。



【復元に関する意見】

- 並松街道を次の世代に残す。
- 並松は復元が望ましい。



【取り組みに関する意見】

- 市民公園で松を育て、まちづくりの時に植える。
- 松を市民と植える。

【その他の意見】

- 車の通らない並松街道。
- 交通事情も考えるべき。
- 跡地に必ずつくる必要はない。
- 松ヤニが出る。根が張る。(維持管理に工夫が必要)



②これまでの「並松街道の再生」に関する検討の整理

- 区域設定や風景づくりの演出に向けた検討を行い、跡地利用計画の中に景観形成の誘導や回遊ルート等に関する計画に反映させる。
- 跡地においては並松街道を往時の幅員・ルートで緑道等として再生する。
- (※但し、跡地全体で一貫して往時のまま再生するとの記述はない)
- 周辺市街地(普天満宮周辺)においては「並松街道」の全体像が見える空間づくりを推進
- まちと松が共存・共生することを考え、生活や風景に溶け込んだ再生が必要
- 並松街道の再生は新たなまちの象徴とし、再生後の維持管理計画も検討する。
- 往時のルートにこだわらず、並町街道を普天間のポテンシャルを上昇させる要素として捉え、コミュニティ再生の核や各拠点を結ぶネットワークルートとしての整備を検討する。
- 普天満宮や周辺市街地との接続部分等、並松街道の核となるエリアを検討する。
- (周辺市街地との接続部分、旧集落との接道部分、馬場跡 等)

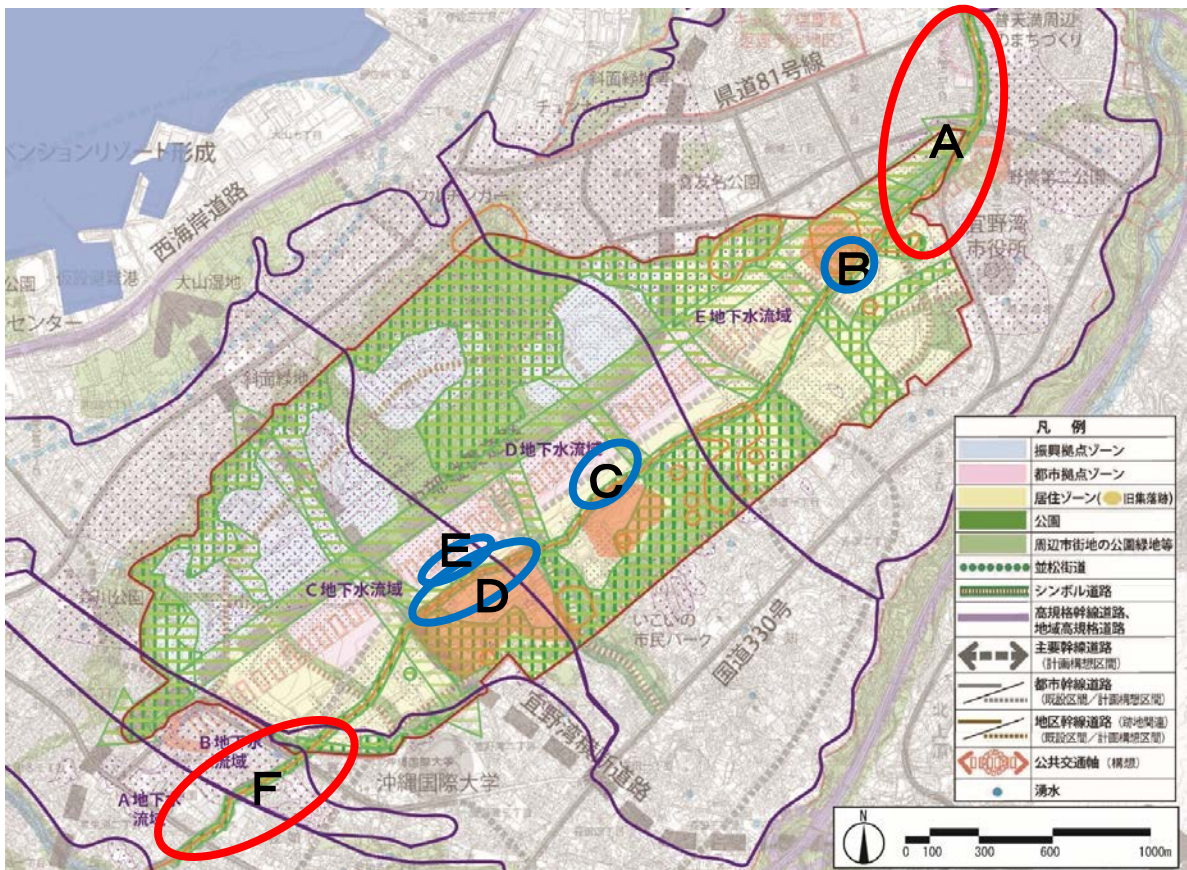
③重点再生エリアの検討

A：周辺市街地との接続エリア（佐真下公園）

「中間取りまとめ」において、周辺市街地では、「並松街道」の全体像が見える空間づくりを目標として、「並松街道」の空間再生に向けた取組の推進、跡地と普天満宮を結ぶ区間等において、再生に向けた手法や実現性に関する検討を行い、周辺市街地における関連計画に反映するものと位置付けられている。



出典：普天間飛行場周辺まちづくり実施計画報告書（平成27年3月/宜野湾市）



B. C. D: 旧集落との接道エリア（宜野湾集落、神山集落、新城集落）

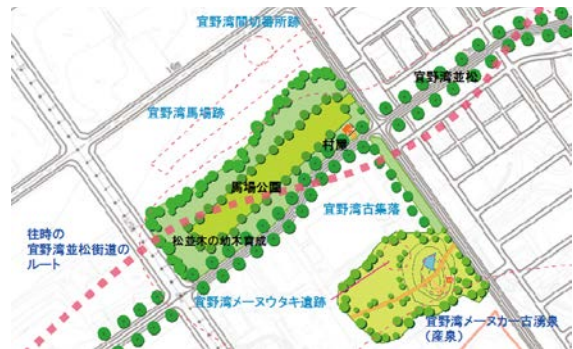
「中間取りまとめ」において、「並松街道」や「旧集落」等を中心とし、隣接する既存樹林地や遺産等を含む一帯は、「宜野湾」の生い立ちが見えるまちづくりを目標とし、「（仮）歴史まちづくりゾーン」として一体的な風景づくりを推進すると位置付けられている。



出典:「文化財保存整備基本計画作成」報告書(平成22年3月、宜野湾市教育委員会)

E : 字宜野湾の馬場エリア

ぎのわん字郷友会誌より、宜野湾古集落の北西寄りに位置する馬場は、間切番所もあったことから政治、経済、交通等の中心であったことが窺える。また、南側に位置するメヌカーは、ウブガーとして利用され、飲み水を汲む人、洗濯・入浴をする人など、ムラの人々が集まる場所で生活の中心地であったことから、並松街道を中心とし、馬場、メヌカーが一体となった再生の必要があると考えられる。



F : 佐真下公園周辺

沿道市街地整備との連携、跡地と周辺市街地の一体化に向けたシンボリックな空間（並松街道）の創出に取り組む必要がある。

④並松街道再生の類型（案）

並松街道再生の類型については、大きく「一貫して並松街道として整備する案」と「並松街道の一部を整備する案」に分けられる。それらをさらに細分化し、想定される整備方法及びそれぞれのメリットとデメリットについて下表のとおり整理を行った。

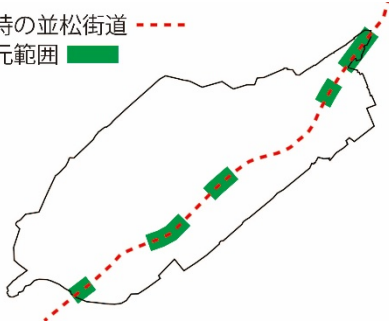
■一貫して並松街道として整備	
<p>1. 完全再生</p> <p>並松街道の位置や幅員、構成等を往時の通りに再生する。</p>	
<p>往時の並松街道 --- 復元範囲 ■</p>	<p><メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・普天間跡地利用のコンセプトを支える柱の一つになり得る ・普天間全体の歴史的な景観軸となり得る <p><デメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な交通計画が困難になると考える ・街区の分断等、効率的な土地利用が困難になると考える
<p>2. 再生（一部）+歩車共存</p> <p>公園や緑地、住宅エリアにおいては、往時の通り再生し、その他は並松街道をイメージした歩車共存的道路を整備する。</p>	
<p>往時の並松街道 --- 歩車共存範囲 ■ 復元範囲 ■</p>	<p><メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・並松街道の連続性を感じることができる ・普天間全体の歴史的な景観軸となり得る <p><デメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・街区の分断等、効率的な土地利用が困難になると考える
<p>3. 再生(一部)+幹線道路</p> <p>公園や緑地、住宅エリアにおいては、往時の通り再生し、その他は沿道に松を植樹した幹線道路を整備する。</p>	
<p>往時の並松街道 --- 幹線道路範囲 ■ 復元範囲 ■</p>	<p><メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・並松街道の連続性を感じることができる ・普天間全体の歴史的な景観軸となり得る <p><デメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・街区の分断等、効率的な土地利用が困難になると考える

■ 一部のみ並松街道を整備

4. 一部のみ完全再生

公園や緑地、住宅エリアにのみ往時の並松街道を再生する。

往時の並松街道
復元範囲



<メリット>

- ・土地利用、交通計画に支障をきたすことがない
- ・地域の景観要素となり得る。

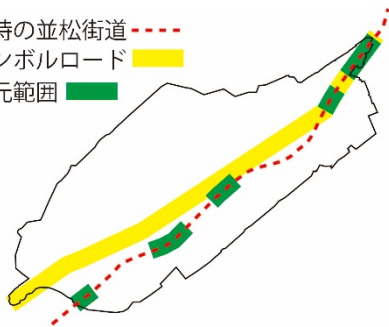
<デメリット>

- ・並松街道の連続性が失われる

5. 一部のみ完全再生+シンボリックな並木道の整備

公園や緑地、住宅エリアにのみ往時の並松街道を再生し、それとは別に、並町街道を思わせるシンボリックな並木道を整備する。

往時の並松街道
シンボルロード
復元範囲



<メリット>

- ・土地利用、交通計画に支障をきたすことがない
- ・シンボリックな並木道は、普天間全体の都市的な景観軸となり、再生部分は地域の景観構成要素になると考えられる。

<デメリット>

- ・往時のスケール感とイメージが異なる。

⑤並松街道が担う役割・機能

ア. 歴史の象徴軸

コミュニティの交流の場や文化財としての再生及び周辺の歴史文化資源を結ぶ役割として、散策道を含んだ公園・緑地の機能を持たせる

⇒想定される道路パターン：A. 歩行者専用道路

イ. 歴史と地域の生活軸

緑豊かなゆとりある住環境や歴史的まちなみを創出する役割として、住宅内の歩行者専用道路・コミュニティ道路の機能を持たせる

⇒想定される道路パターン：A. 歩行者専用道路、B. 歩車共存道路

ウ. 地域の生活軸

地域間や地域のコミュニティ、各種生活に関する公共施設（学校や集会所）等を結ぶ主要道路としての機能を持たせる

⇒想定される道路パターン：B. 歩車共存道路、C. 2車線道路

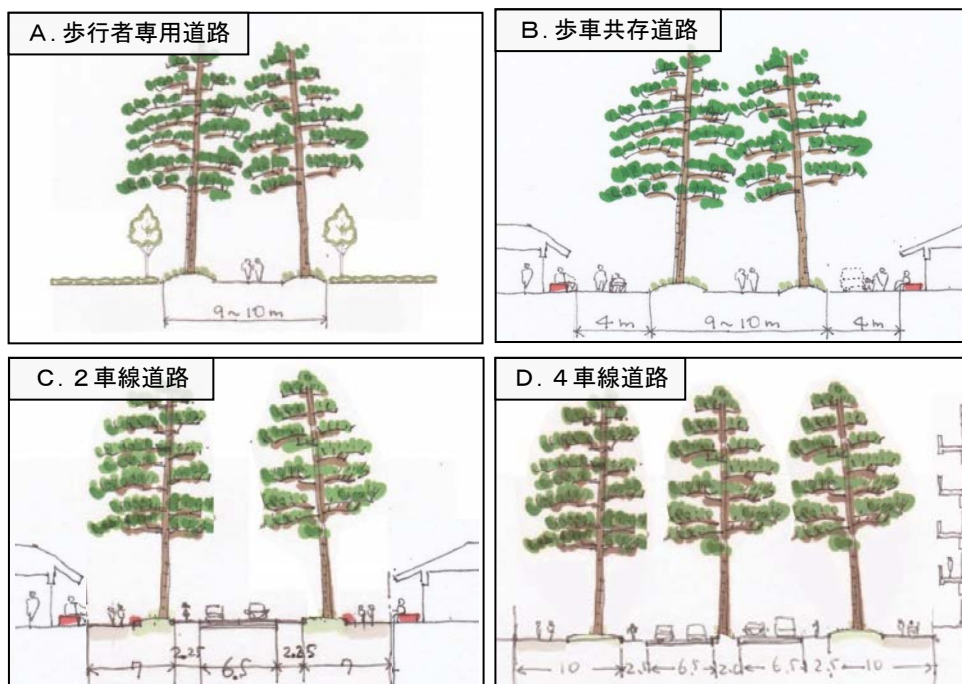
エ. 飛行場跡地の骨格軸

跡地全体及び周辺市街地を結ぶ役割として、都市幹線道路の機能を持たせる

⇒想定される道路パターン：D. 4車線道路

オ. 緩衝緑地

住環境における遮音や防風など、様々な環境調整の役割として、緩衝緑地の機能を持たせる



(3) 普遍的な資源を踏まえた土地利用の考え方

本項では平成 27 年度文化財・自然環境部会においてまとめた成果をもとに、平成 28 年度普天間飛行場跡地利用計画策定有識者検討会議での意見や自然環境・歴史文化財の保全活用方策の検討結果を踏まえ、普遍的な資源を踏まえた土地利用の考え方、及び緑地配置の考え方を整理した。

1) 普遍的な資源を踏まえた土地利用の考え方

跡地における水、地形、緑、歴史の 4 つの各層について、自然環境・歴史文化資源の保全・活用の方針、土地利用や跡地利用計画の望ましい姿、建物・構造物における配慮事項等を下表の通り整理した。

表Ⅱ-14 普遍的な資源を踏まえた土地利用の考え方

普遍的な資源を踏まえた土地利用の考え方	
歴史	<p>①遺跡や旧集落跡は、新しい街づくりにおける地域のシンボルとして活用し、既存樹林や地形等の自然環境の保全・活用と一体となった土地利用・機能導入の計画とする。また、今後の状況変化等に対応可能な、柔軟な計画とする。</p> <p>②並松街道は宜野湾の一つの象徴的なものであるため、往時のルートにできるだけ尊重しながら再生を図る。また、古集落の歴史を偲ばせる馬場、道標など場所の痕跡を残す遺跡等を活かした歴史が見える景観づくりとする。</p> <p>③住空間の中に元々あった御嶽や井戸などは、新たな生活空間と一体的に芸能の復活や地元の精神的な拠り所となる場所として、また、新しいコミュニティを形成する場として活用できるような土地利用とする。</p> <p>④並松街道や重要遺跡を主としながら、点在している遺跡同士を繋ぐ遊歩道・緑道など歩行者ネットワークに配慮した計画とする。</p> <p>⑤今後の文化財の発掘調査等の進捗に応じて、地元が大事だと思うものに配慮しながら、歴史・文化資源を活かし、文化財を大切に守り育てるための合意形成と意識の醸成を図る。</p>
緑	<p>①生態系ネットワークや環境づくりにおいて不可欠な跡地内外に跨る広域の水と緑のネットワーク形成に十分配慮した土地利用とする。</p> <p>②緑地の保全・活用にあたっては、貴重性などの評価のみならず、歴史、地形・地質、水系との関係性や跡地における人の利用なども考慮した計画とする。</p> <p>③西側斜面緑地や東側丘陵緑地などの既存の樹林を活用し、伝統的集落構成（抱護林、屋敷林など）を踏まえながら、風況等にも配慮した緑地配置の計画とする。</p> <p>④周辺市街地と連携を図りながら、並松街道の松や文化財を守る緑などの育成プログラムや再生後の維持にも配慮した計画とする。</p>
地形	<p>①石灰岩層が薄く地下水の浸透・流下の範囲が限定される南東側、琉球石灰岩層が厚く支持層までの距離がある北西側においては、特に建物・構造物の基礎構造に留意した計画とする。</p> <p>②地下空洞・地下水脈上、ドリーネ付近においては、大規模建築・構造物による琉球石灰岩層の陥没等に配慮した土地利用・機能導入の計画とする。</p> <p>③湧水や洞穴付近では地形改変をなるべく避け、かつてより生活と密接していた地域特有の資源として、保全・活用を図る計画とする。</p> <p>④谷地底地や丘陵斜面、西側斜面などのなるべくもとの地形を活かしたと道路や緑地の計画とする。</p>
水	<p>①流域毎の現状の湧水量に充分配慮し、湧水量・水質を維持・改善する地下水涵養のための公共の緑地の量と配置のバランスや流出を抑える地表面の対策を考慮した土地利用とする。</p> <p>②地下水脈・水盆上の緑地の確保等により、地下水涵養を図るとともに、建築・構造物の構造による水脈の分断に留意した計画とする。</p> <p>③上流側での緑地の確保等による水涵養・水質改善、湧水を活用したビオトープや憩いの場としての水辺空間形成、下水を含めた水資源の活用など、跡地内外に跨る地下水の保全・活用を推進する計画とする。</p> <p>④今後の計画内容の具体化に向けて、詳細な湧水調査の実施とともに地下水利用のニーズにも配慮した計画とする。</p>

2) 緑地配置の考え方

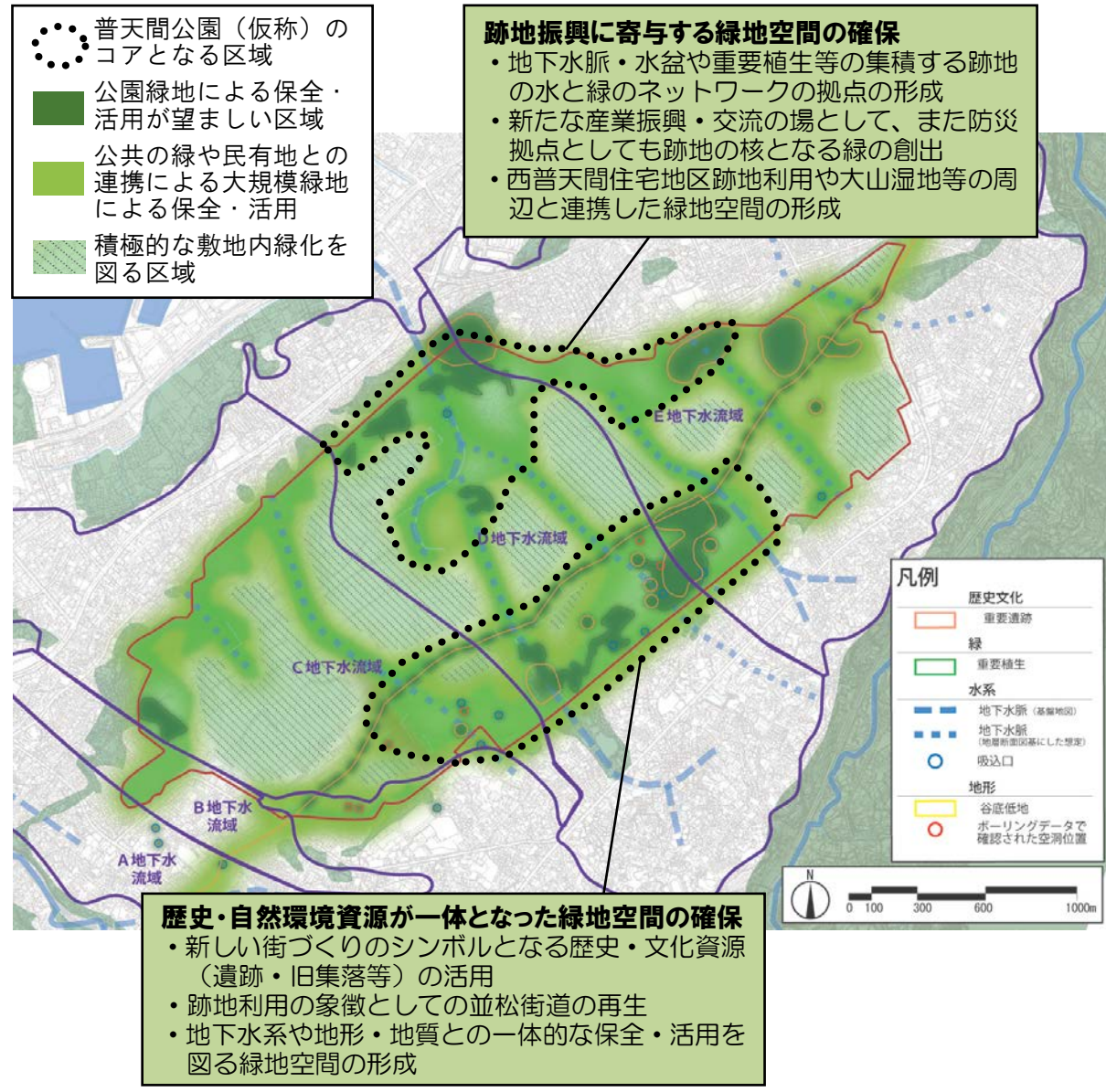
普遍的な資源を踏まえた土地利用の考え方をもとに、緑地配置の考え方を整理した。

① 広域的な水と緑のネットワーク構造の形成

- ・南東側、北西側の既存緑地を主とした重要な歴史・自然環境資源が集積する区域において、緑の拠点を形成する。
- ・地下水脈や並松街道など拠点同士を繋ぐ緑の軸を形成する。また、地下水流域毎の湧出量等を考慮した緑地空間等の配置とする。
- ・水と緑のネットワーク形成にあたっては、公園緑地による担保とともに、民有地による緑化等と連携した計画とする。

② 歴史・自然環境資源と一体となった緑地空間

- ・並松街道をはじめとした重要遺跡の活用を図りつつ、かつての伝統的な集落構成を活かした緑地空間を形成する。
- ・地形と一体となった緑、風況を考慮した樹林帯、吸込口・湧水部・洞穴の保全・活用など地域特有の自然環境資源を活かす計画とする。
- ・地下空洞や地下水盆上、ドリーネ周辺等の琉球石灰岩層の陥没等に留意し、緑地等による保全に配慮した計画が重要である。



図Ⅱ-7 普遍的な資源を踏まえた緑地配置の考え方

3) 住宅地の構成及び遺跡の活用の方針

旧集落から得られた知見を踏まえ、かつての集落構成や暮らし、信仰のあり方などから、先人たちの知恵や土地利用に関する考え方を、新たな住宅地等形成に関する指針として活かす場合、以下の項目が考えられる。

◆住宅地の構成に関する項目

【地形】

- ・かつての、微高地に所在する御嶽を背にした緩やかな傾斜地に宅地が展開する沖繩らしい居住空間を再生する。これにより集落北東に位置する微高地が北東方向の風を和らげる。

【集落】

- ・旧集落の範囲（位置）において歴史・文化を継承した新たな住宅地の形成を図ることで、住宅地と御嶽の方向、住宅地における湧水の位置や、水の流れなど、先人たちが暮らした空間構成を引き継ぐ。
- ・集落と御嶽の前(メー)・後(クシ)の位置関係・名称を継承するよう、南側に前(メー)の御嶽が、北側に後(クシ)の御嶽が位置するように住宅地の位置を設定する。

【街路】

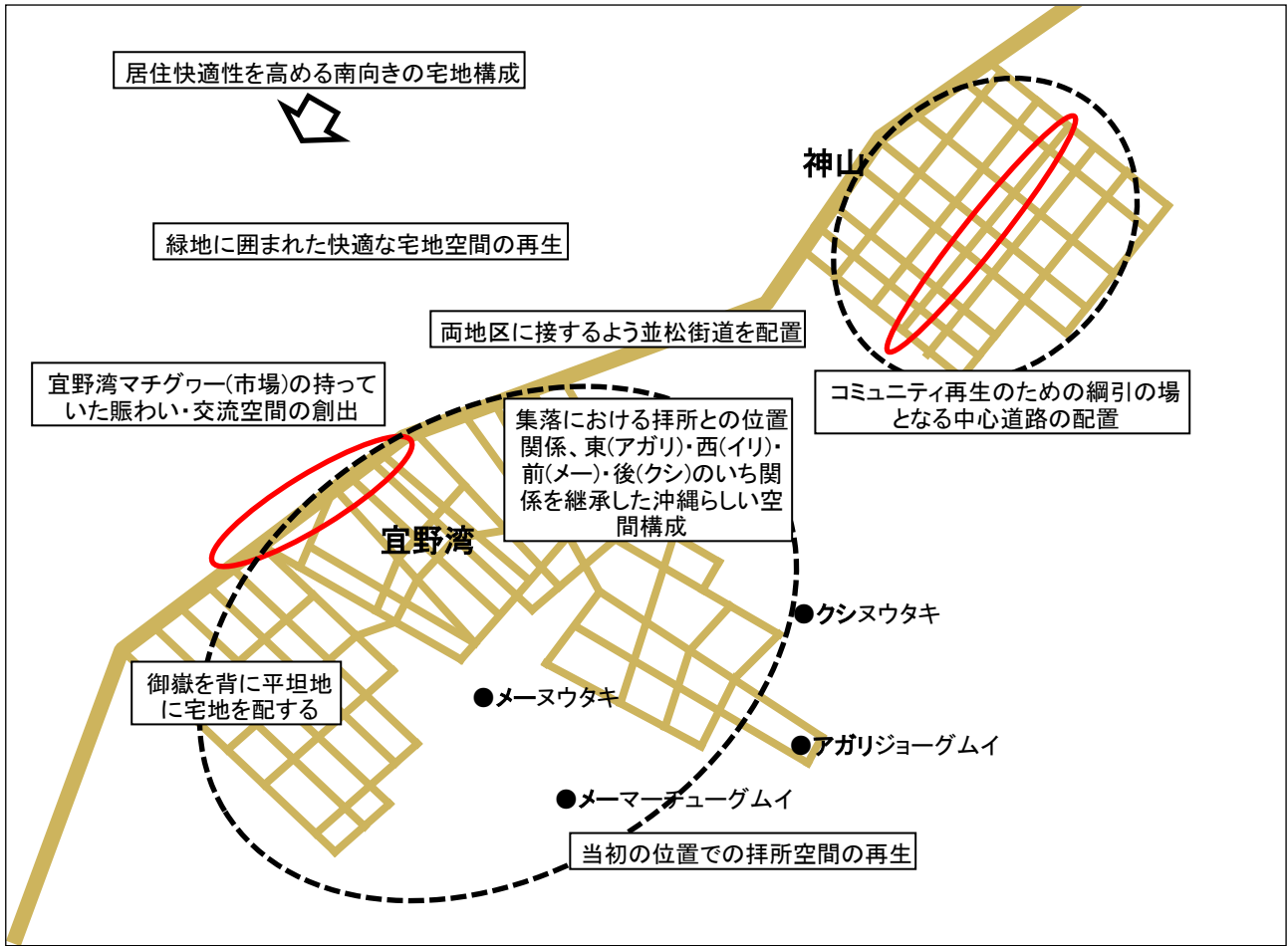
- ・旧集落空間に習い、居住の快適性を高める南向きの宅地となるように東西路を密に通す街路配置を基本とする（街区の長辺が東西方向）。
- ・旧集落道に習い、微地形に合わせて緩やかに湾曲した街区の配置についても検討する。また、道路交差点についても、微妙な食い違いを設けるなど、表情豊かな街路空間を創出する（住宅地内の車両速度の毛低減化や交差点付近での注意喚起を促す）。
- ・かつての集落内の細街路空間を再生するため、住宅地内の歩行者専用道（緑道）として配置し、住民がゆんたくするコミュニティ空間や、地域資源の散策路としての活用を検討する。
- ・かつての字宜野湾・字神山の両集落が並松街道に接していた関係性を踏襲し、並松街道は冬場の北風から住宅地を抱護するよう両地区の北西側に近接させて再生し、住宅地のシンボル空間を創出する。
- ・馬場・宜野湾マチグラー(市場)が持っていた賑わい空間を再生させるため、内外との交流を図るオープンスペース（綱引やフリーマーケット等のイベント空間）を設ける。

【宅地】

- ・専用住宅地については、南側を前(メー)とする方位観を継承し、南向きの住宅配置を基本とする。
- ・宜野湾・神山らしい空間利用として、地下の水脈を保全するために必要となる場所(地上)には緑地等を確保する。
- ・幹線道路(新・並松街道)沿道の宅地には幹線に楕比(接して立ち並ぶ)する宅地割りとし(建物壁面をセットバックさせず、駐車場等は背後に配置する)、歩者を優先する街並みの形成を図る。
- ・かつての緑あふれる景観を継承するため、専用住宅地には旧集落の屋敷林として植栽されていたフクギ・ガジュマル等在来の植栽を推奨する。
- ・南入りを基本とした宅地配置とするが、街区の角地には立地条件に応じた東・西入りも配置する。

◆歴史・文化資源の活用に関する項目

- ・旧集落において重要な湧水（宜野湾メーノカー、神山メーノカー）などは原位置で再生し、住宅地における憩いの空間として整備する。
- ・御嶽の森は、拝所としての性格を継承するため、地形の改変は行わず、緑地として保全する。
- ・散在する拝所や湧水を、街路・緑道等の配置により有機的なネットワークで結びつけ、伝統的な集落行事の再生において活用しながらコミュニティの再形成に結びつける。



2. 土地利用及び機能導入の方針の具体化方策の検討

本項では土地利用及び機能導入の方針の具体化方策に向けて、産業振興政策の方向性（上位計画）について整理したほか、文化財や自然環境の保全・活用方策を踏まえ、西普天間住宅地区等の普天間飛行場周辺の開発計画や跡地利用計画との調和及び連携を図りながら、全体的な土地利用ゾーニングの検討を行った。

加えて、多機能で複合的なまちづくりを推進するため、土地利用フレーム（人口、商業・業務等）や土地活用需要を想定し、振興拠点ゾーン、都市拠点ゾーン、居住ゾーンそれぞれについて、導入機能等の具体化に向けた検討を行った。

（1）産業振興政策の方向性（上位計画）の整理

本項では土地利用及び機能導入の方針の具体化方策の検討に向けて、その背景となる産業振興政策の方向性（上位計画）を把握し、特に国と沖縄県及び西普天間住宅地跡地における「国際医療拠点構想」実現に向けた取組み等について動向を整理した。

1）国における産業振興（沖縄振興含む）の方向性

国における産業振興政策の方向性（上位計画）等は以下とおりである。

①経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日/閣議決定）

■成長戦略の加速等

- ①生産性革命に向けた取組の加速
 - ・IoT、ビッグデータ、人工知能の研究開発投資の促進
- ②新たな有望成長市場の創出・拡大
 - ・観光の基幹産業化
- ③TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化
 - ・外国人材の活用の拡大
- ④地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援
 - ・地方創生の深化を実現する政策の推進等
 - ・地域の活性化、沖縄振興、地方分権改革等を推進
- ⑤防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化
- ⑥規制改革の推進
- ⑦経済統計の改善

□沖縄振興

- ・国家戦略特区の活用
- ・観光ビジネスの振興
- ・イノベーション拠点の形成
- ・日本とアジアを結ぶ国際物流拠点の形成
- ・グローバルな知的・産業クラスターの形成の進展
- ・**西普天間住宅地区跡地における駐留軍用地跡地の利用推進**
 - * 国際医療拠点構想の具体的な検討
 - * 琉球大学医学部及び同附属病院の移設
 - * 健康・医療分野での先端的な研究など高度な医療機能の導入

□研究開発投資の促進

- ・IoT、ビッグデータ、人工知能に係る研究開発等の推進

□観光の基幹産業化

- ・観光関係の規制・制度の見直し、MICE誘致等
- ・地方空港のLCC等の受入れ促進、クルーズ船受入れの更なる拡充、容積率緩和制度を活用した宿泊施設等の整備推進
- ・革新的な出入国審査などのCIQの体制整備
- ・通信環境やキャッシュレス環境などのソフトインフラの改善
- ・外国人が安心して日本の医療機関を受診できる環境整備

②日本最興戦略 2016-第 4 次産業革命に向けて（平成 28 年 6 月 2 日/閣議決定）

■官民戦略プロジェクト 10

新たな有望成長市場の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次産業革命の実現 ・ 世界最先端の健康立国へ ・ 環境・エネルギー制約の克服と投資拡大 ・ スポーツの成長産業化 ・ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化
ローカルアベノミクスの深化	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス産業の生産性向上 ・ 中堅・中小企業・小規模事業者の革新 ・ 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化 ・ 観光立国の実現
国内消費マインドの喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民連携による消費マインド喚起策

□第 4 次産業革命の実現（IoT、ビッグデータ、人工知能）

- ・ 新たな規制・制度改革メカニズムの導入
- ・ データ利活用プロジェクトの推進、中堅中小企業への導入支援
- ・ イノベーションの創出

□世界最先端の健康立国へ

- ・ ビッグデータ等の活用による診療支援・革新的創薬・医療機器開発
- ・ IoT 等の活用による個別化健康サービス
- ・ 日本式医療の国際展開や国際保健への貢献を通じてグローバル市場を獲得

□環境・エネルギー制約の克服と投資拡大

- ・ 流通・サービス業と中小企等の省エネルギー投資の促進
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進と新たなエネルギーシステムの構築

□観光立国の実現

- ・ 観光資源の魅力向上（文化財を中核とする観光拠点整理、国立公園のブランド化）
- ・ 観光関連規制・制度の見直し（通訳案内サービスの拡大等）
- ・ 訪日外国人旅行者の拡大に向けた地域の受入環境整備

③成長戦略の進化のための今後の検討方策（平成 28 年 1 月 25 日/産業競争力会議）

■成長戦略の加速・進化に向けての視点

□生産性革命を実現する仕掛け～イノベーション投資の点火～

- ・ 第 4 次産業革命推進/IoT 時代の新たな制度環境整備
- ・ イノベーション、ベンチャー創出力の強化
- ・ 未来への投資を促す環境整備

□成長を担う人材の創出

- ・ 人材育成・教育改革
- ・ 成長制約打破のための雇用環境の整備と多様な働き手の参画

□戦略的成長市場の拡大、ローカル・アベノミクスの推進

- ・ 質の高いヘルスケアサービスの成長産業化
- ・ エネルギー・環境投資の拡大
- ・ ものづくり IoT 革命, ロボット革命
- ・ 農林水産業の改革と輸出促進
- ・ 訪日外国人旅行者受入拡大を中心とした観光振興
- ・ 中堅中核企業の競争力強化とサービス産業の活性化・生産性の向上
- ・ 公的サービス・資産の民間開放拡大

□海外の成長市場の取り込み

- ・ クールジャパンの推進

□「改革 2020」プロジェクト

- <技術等を活用した社会的課題の解決・システムソリューション輸出>
- ・ 次世代都市交通システム・自動走行技術の活用
- ・ 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決
- ・ 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現
- ・ 高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開（医療のインバウンド）
- <訪日観光客の拡大に向けた環境整備等>
- ・ 観光立国のショーケース化
- <対日直接投資の拡大とビジネス環境の改善・向上>
- ・ 対日直接投資拡大に向けた誘致方策

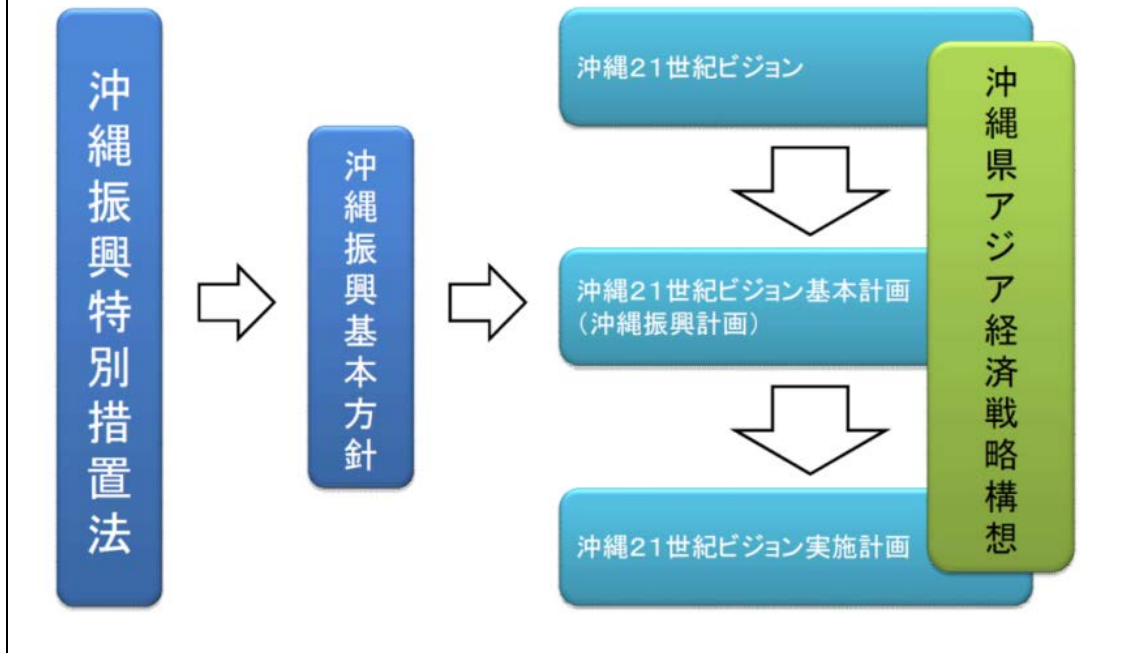
2) 沖縄県における産業振興（沖縄振興含む）の方向性

沖縄県における産業振興政策の方向性（上位計画）等は以下とおりである。

① 沖縄県アジア経済戦略構想（平成 27 年 9 月/沖縄県アジア経済戦略構想策定委員会）

■ 構造の目的・位置づけ

◎ 沖縄 21 世紀ビジョン関連施策を補完・強化し、比較優位・発展可能性を高めつつアジアのダイナミズムを取り込み、沖縄の発展を加速させる具体的な戦略を示す。



■ 5つの重点戦略

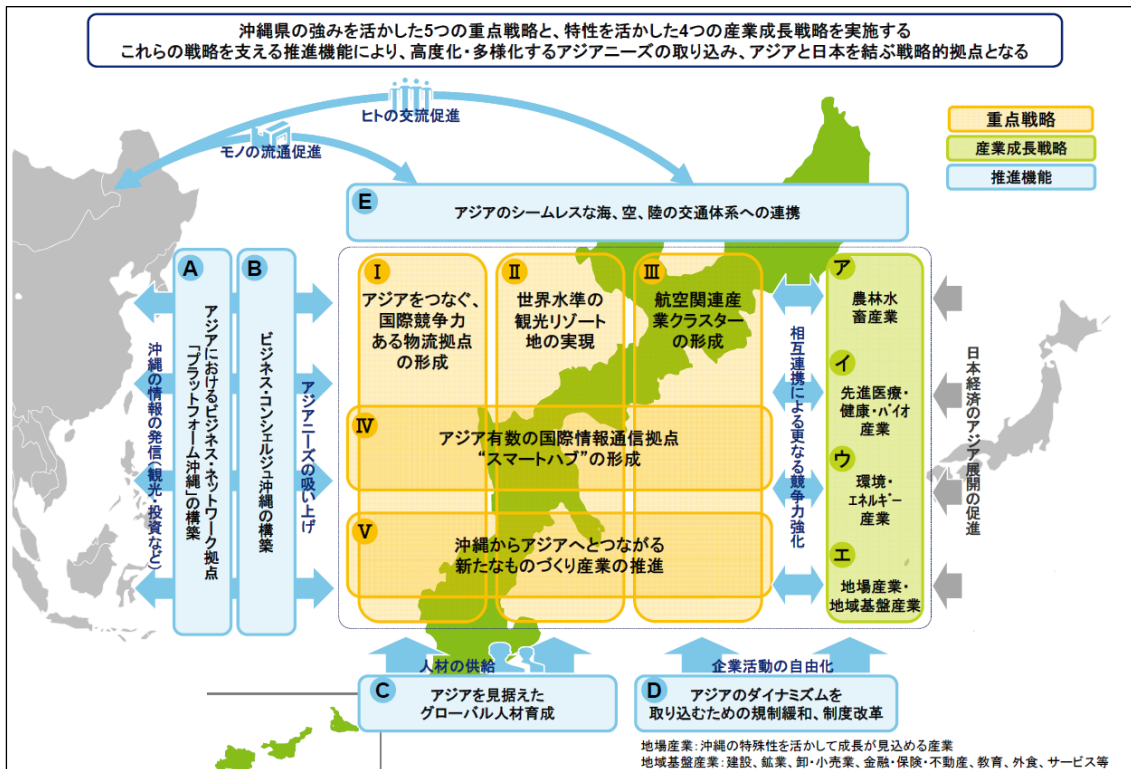
- ① アジアをつなぐ、国際競争力ある物流拠点の形成
 - ・ スピードと品質を追求し、独自性のあるアジア・リージョナルハブの地位確立
- ② 世界水準の観光リゾート地の実現
 - ・ 観光関連産業を新たな成長ステージへ
- ③ 航空関連産業クラスターの形成
 - ・ 増大するアジアの航空需要を取り込む航空機整備を中心とする産業の展開
- ④ アジア有数の国際情報通信拠点“スマートハブ”の形成
 - ・ 情報通信産業を戦略的に活用し、他産業の新たな価値創造に貢献
- ⑤ 沖縄からアジアへとつながる新たなものづくり産業の推進
 - ・ 人材を育て付加価値を生みアジアに展開する新たなものづくり産業の確立

■ 4つの産業成長戦略

- ①農林水畜産業
- ②先端医療・健康・バイオ産業
- ③環境・エネルギー産業
- ④地場産業・地域基盤産業

■ 5つの推進機能

- ①アジアにおけるビジネス・ネットワーク拠点「プラットフォーム沖縄」の構築
 - ・アジア現地における拠点設置により企業等の海外展開を積極的にサポート
- ②ビジネス・コンシェルジュ沖縄の構築
 - ・アジアと沖縄をつなげる情報の窓口機能の整備
- ③アジアを見据えたグローバル人材育成
 - ・沖縄県の産業振興を牽引する専門人材と中堅・中間層の底上げ
- ④アジアのダイナミズムを取り込むための規制緩和、制度改革
 - ・産業の競争力強化及びアジアにおけるビジネス拠点を目指して
- ⑤アジアのシームレスな海、空、陸の交通体系への連携
 - ・人流、物流、各種産業の発展を促すスピーディーかつ利便性の高い交通体系の実現



図Ⅱ-8 アジア経済戦略構想における重点戦略と産業成長戦略、推進企業のイメージ

②沖縄県健康・医療産業活性化戦略調査（平成 28 年 3 月/沖縄県）

※健康・医療産業を沖縄県の第 4 の基幹産業として育成するための健康・医療産業の競争力強化に向けた戦略

■基本方針

◎世界一または日本一の要素を活用して、沖縄県の健康・医療産業の創造・活性化を図る。

■コンセプト

- **国際性をもった健康医療の集積形成**
 - ・医療を先導する米国医療へのアクセスの最大限活用と人材育成。
 - ・国際競争力をもつ再生医療・感染症対策の拠点形成。
 - ・「県外」「世界」の大学・研究機関や企業との連携を積極的に図る。
- **健康長寿を実現してきた沖縄の自然環境と風土や歴史、社会の知恵を生かした健康増進政策**
 - ・医療と産業の境界を越えて振興を図る。
 - ・県民の健康長寿の基盤づくりとその知見を活用した内外の健康産業の創出。
- **アジアとの距離の近さと物流貨物拠点によるグローバルネットワークの形成**
 - ・多国籍化する医療ツーリズム拠点の形成。
 - ・グローバルズムに対応できる感染症対策の整備。
- **LHR システムなどのヘルスケアデータベースとの連携による健康増進拠点の確立**
 - ・ウェアラブル技術を活用した健康の測定、及び測定データに基づく観光の高質化。
 - ・科学的な知見に基づいたアクティブ/パッシブな健康回復プログラムの提供。
- **重点地区の選定、琉球大学医学部・附属病院の西普天間住宅地区跡地への移転に伴う産業クラスターの形成**
 - ・事業創造を行う人材の開発に注目し、発展の流れをつくる。
 - ・いくつかの重点「産業群」を位置づけ、部局を超えて総合的に振興を進める。

■創造・活性化を図るべき 4 つの産業群

<p>産業群 1</p> <p>先端医療・関連産業群</p> <p>県内で実施されている、脂肪幹細胞由来再生医療技術の県外等への提供などを軸とした事業の展開。また、アジアへのアクセスの良さを活かした国内外の医療機器・周辺機器の流通拠点の形成</p>	<p>産業群 2</p> <p>感染症対策拠点関連産業群</p> <p>琉球大学などが有する、感染症対策の研究基盤と沖縄県の病院における盤石な公共衛生学的基盤を活用した感染症の迅速診断ビジネスなどが期待される。このような取組みから、「安全・安心な沖縄」を観光客へアピールすることにより、沖縄県の観光産業との相乗効果を期待。</p>
--	---

産業群 3

健康・医療情報産業群

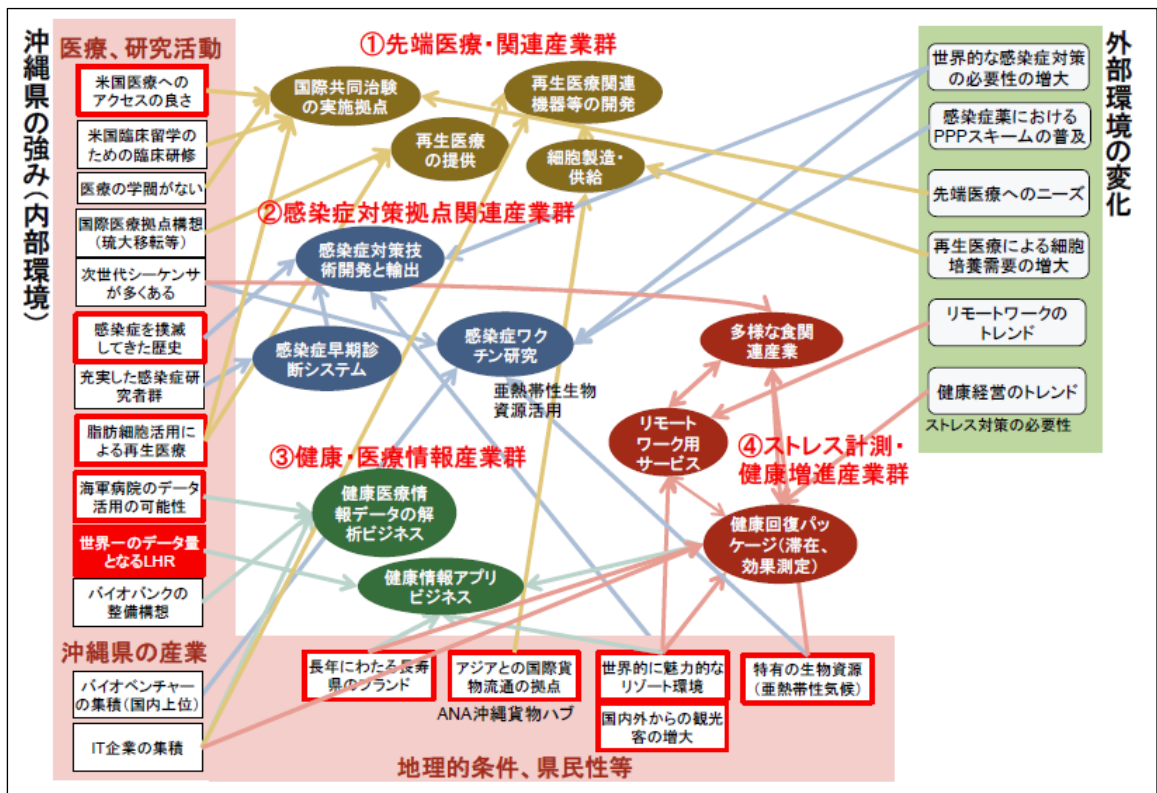
LHR システムの診断データベースとバイオバンクのデータを組み合わせ、より高度なデータセットの整備を促進。また、健康医療情報解析企業の集積を促進していく。LHR システムと健康管理アプリ開発を組み合わせることにより、個々人の健康増進へのアドバイスが成されるビジネスを創出。

産業群 4

ストレス計測

健康・医療情報産業群

「健康経営」の流れを活用し、ストレスを抱いた人が沖縄にエスケープして健康回復する仕組みの提供を目指す。そのために、ストレス診断技術の開発、事業者間連携によるパッケージの開発等を進める。



凡例

- ×× (赤枠) 世界トップ級の沖縄の強み
- ×× (黒枠) 国内トップ級の沖縄の強み
- ×× (白枠) その他の沖縄の強み
- ×× (白枠) 外部環境の変化
- 活用要素 → 産業群 要素を活用して産業群を抽出する対応関係を示す

図Ⅱ-9 沖縄県の強み(内部環境)・外部環境の変化からみた重点化すべき産業群の抽出

③駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査

(平成 27 年 1 月/沖縄県)

i) 沖縄県における駐留軍用地の現状

- ・国土面積の約 0.6%の沖縄県に米軍専用施設・区域の約 74%が集中して存在。
- ・本島中南部都市圏は、県民の 8 割強（約 117 万人）が暮らし、全国政令指定都市並みの人口、面積、人口密度。
- ・中南部都市圏の駐留軍用地は、市街地を分断する形で存在しており、都市機能、交通体系、土地利用などの面で大きな制約。
- ・過密な都市空間に出現する駐留軍用地跡地の有効利用は、沖縄全体の今後の振興・発展に資する。
- ・県経済に占める基地関連収入の割合は、復帰直後の 15.5%から現在では 4.9%（H23 年度）となり、その比重は大幅に低下。

表Ⅱ-15 米軍基地面積の割合の比較

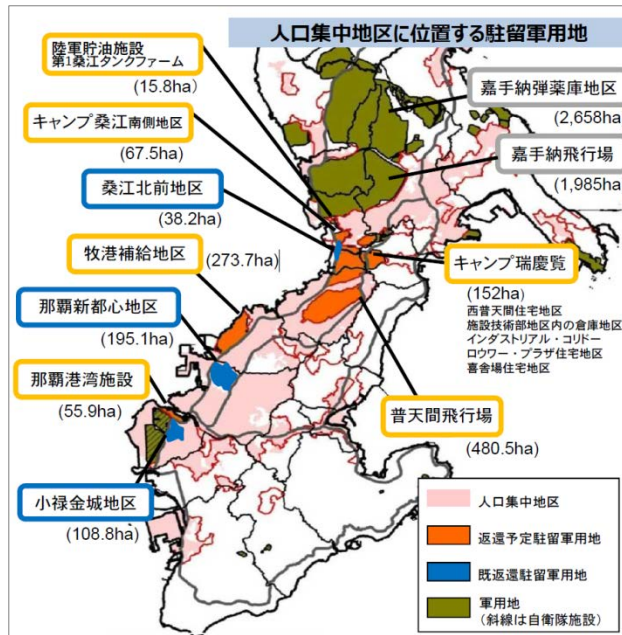
米軍基地面積の割合			
	面積 (ha)	米軍基地面積 (ha)	割合
沖縄県全体	227,672	23,176	10.2%
沖縄本島	120,833	22,112	18.3%
中南部都市圏 米軍基地所在 9市町村	28,905	6,668	23.1%

(H25.3月時点)

表Ⅱ-16 中南部都市圏の人口、面積、人口密度の比較

中南部都市圏の人口、面積、人口密度			
	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
沖縄県中南部都市圏 (米軍基地を除く)	478.85 (412.17)	1,172,975	2,450 (2,846)
神戸市	552.26	1,538,601	2,786
広島市	905.41	1,184,349	1,308
北九州市	489.60	966,355	1,974

(H26.3月時点)



図Ⅱ-10 人口集中地区に位置する駐留軍用地

ii) 既返還駐留軍用地における経済効果

(那覇新都心地区、那覇小禄金城地区、北谷桑江・北前地区の事例)

■ 直接経済効果：

- ・消費や投資等の経済取引により、個人・事業者等への支出が発生する効果。

表Ⅱ-17 既返還駐留軍用地における経済効果の比較

(那覇新都心地区、那覇小禄金城地区、北谷桑江・北前地区)

	整備による 直接経済効果	活動による直接経済効果		
	単位:億円	単位:億円/年		
	返還後	返還前	返還後	倍率
那覇新都心地区	3,060	52	1,634	32倍
小禄金城地区	1,153	34	489	14倍
桑江・北前地区	498	3	336	108倍
合計	4,710	89	2,459	28倍

整備による直接経済効果：返還後の施設・基盤整備(投資)による効果(公共・民間含む)

活動による直接経済効果：返還前：地代収入、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供額、基地周辺整備費等、基地交付金
返還後：卸・小売業、飲食業、サービス業、製造業の売上高、不動産(土地、住宅、事務所・店舗)賃貸額

※整備による直接経済効果と活動による直接経済効果は、効果発現時期や単位が異なり、両者の合算は妥当ではない。

- ・整備による直接経済効果：返還・引渡し後からの一定期間を中心として時限的に発現する効果
- ・活動による直接経済効果：一定程度、基盤整備等を終えたのちに徐々に発現していく効果

【留意事項】今回調査は、平成18年度に実施した「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等検討調査」における手法に基づき、直近の統計データを基に経済効果を再調査したものである。

iii) 既返還駐留軍用地における経済効果

(那覇新都心地区、那覇小禄金城地区、北谷桑江・北前地区)

■ 経済波及効果

・直接経済効果の発生額を源泉として、経済的取引の連鎖により他の商品・サービスへの需要が波及し、様々な産業の生産が誘発される効果、またそれによって所得、雇用等が誘発される効果。

(沖縄県「平成17年度産業連関表」に基づく推計)

表Ⅱ-18 既返還駐留軍用地における経済効果の比較
(那覇新都心地区、那覇小禄金城地区、北谷桑江・北前地区)

整備による経済波及効果		返還後	活動による経済波及効果		返還前	返還後	倍率
那覇新都心地区	生産誘発額(億円)	5,329	那覇新都心地区	生産誘発額(億円/年)	57	1,624	28倍
	所得誘発額(億円)	1,650		所得誘発額(億円/年)	17	412	24倍
	誘発雇用人数(人)	43,948		誘発雇用人数(人)	485	16,475	34倍
	参考・雇用者実数(人)			参考・雇用者実数(人)	168	15,560	93倍
	税收効果(億円)	379		税收効果(億円/年)	6.0	199	31倍
小禄金城地区	生産誘発額(億円)	1,998	小禄金城地区	生産誘発額(億円/年)	30	482	16倍
	所得誘発額(億円)	624		所得誘発額(億円/年)	9	121	13倍
	誘発雇用人数(人)	16,479		誘発雇用人数(人)	257	4,885	19倍
	参考・雇用者実数(人)			参考・雇用者実数(人)	159	4,636	29倍
	税收効果(億円)	144		税收効果(億円/年)	1.5	59	36倍
桑江・北前地区	生産誘発額(億円)	498	桑江・北前地区	生産誘発額(億円/年)	3.0	330	110倍
	所得誘発額(億円)	801		所得誘発額(億円/年)	0.9	83	83倍
	誘発雇用人数(人)	6,408		誘発雇用人数(人)	25	3,377	135倍
	参考・雇用者実数(人)			参考・雇用者実数(人)	0	3,368	皆増
	税收効果(億円)	57		税收効果(億円/年)	0.4	40	94倍
合計	生産誘発額(億円)	8,127	合計	生産誘発額(億円/年)	90	2,436	27倍
	所得誘発額(億円)	2,526		所得誘発額(億円/年)	27	616	22倍
	誘発雇用人数(人)	66,835		誘発雇用人数(人)	767	24,737	32倍
	参考・雇用者実数(人)			参考・雇用者実数(人)	327	23,564	72倍
	税收効果(億円)	580		税收効果(億円/年)	7.9	298	35倍

用語説明：

- ・生産誘発額：経済的取引の連鎖により、他の商品・サービスの需要が波及し、様々な産業の生産が誘発される理論上の効果額
- ・所得誘発額：様々な産業の生産が誘発されることに伴い、雇用者所得が誘発される理論上の効果額
- ・誘発雇用人数：誘発される生産を行うために必要となる理論上の雇用者数
(参考・雇用者実数：(返還前)軍雇用者数、(返還後)地区内従業者数)※いずれも統計資料による実数
- ・税收効果：企業の営業余剰、雇用者所得の増加に伴い、増加が見込まれる理論上の税收額

iv) 返還予定駐留軍用地における経済効果

(キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設)

■ 直接経済効

・消費や投資等の経済取引により、個人・事業者等への支出が発生する効果

表Ⅱ-19 返還予定駐留軍用地における経済効果の比較

(キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設)

	整備による直接経済効果 単位:億円		活動による直接経済効果 単位:億円/年	
	返還後	返還前	返還後	倍率
キャンプ桑江	719	40	334	8倍
キャンプ瑞慶覧	1,938	109	1,061	10倍
普天間飛行場	5,027	120	3,866	32倍
牧港補給地区	3,143	202	2,564	13倍
那覇港湾施設	943	30	1,076	36倍
合計	11,770	501	8,900	18倍

整備による直接経済効果: 返還後の施設・基盤整備(投資)による効果(公共・民間含む)

活動による直接経済効果: 返還前: 地代収入、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供額、基地周辺整備費等、基地交付金
返還後: 卸・小売業、飲食業、サービス業、その他産業の売上高、不動産(土地、住宅、事務所・店舗)賃貸額

※整備による直接経済効果と活動による直接経済効果は、効果発現時期や単位が異なり、両者の合算は妥当ではない。
・整備による直接経済効果: 返還・引渡し後からの一定期間を中心として時限的に発現する効果
・活動による直接経済効果: 一定程度、基盤整備等を終えたのちに徐々に発現していく効果

【留意事項】

- 1 今回調査は、平成18年度に実施した「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等検討調査」における手法に基づき、直近の統計データを基に経済効果を再調査したものである。
- 2 返還予定駐留軍用地の土地利用については、平成25年1月に策定した「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想(県・関係市町村)」に基づき、跡地毎の産業配置等(国際物流流通産業、医療・生命科学産業等)を想定し、経済効果の検証を試みたものである。
- 3 返還時期や規模により、経済効果の発現時期は跡地毎に異なる。
- 4 本調査による効果のほか、公共交通インフラの整備や公園・緑地整備が、経済活動や都市構造に及ぼす様々な効果等も期待される。

v) 返還予定駐留軍用地における経済効果

(キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設)

■ 経済波及効果

・直接経済効果の発生額を源泉として、経済的取引の連鎖により他の商品・サービスへの需要が波及し、様々な産業の生産が誘発される効果、またそれによって所得、雇用等が誘発される効果。

(沖縄県「平成17年度産業連関表」に基づく推計)

表Ⅱ-20 返還予定駐留軍用地における経済効果の比較

(キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設)

整備による経済波及効果		返還後	活動による経済波及効果		返還前	返還後	倍率
キャンプ桑江	生産誘発額(億円)	1,256	キャンプ桑江	生産誘発額(億円/年)	44	334	8倍
	所得誘発額(億円)	387		所得誘発額(億円/年)	11	85	8倍
	誘発雇用人数(人)	10,333		誘発雇用人数(人)	351	3,409	10倍
	税収効果(億円)	89		税収効果(億円/年)	5	41	9倍
キャンプ瑞慶覧	生産誘発額(億円)	3,311	キャンプ瑞慶覧	生産誘発額(億円/年)	119	693	6倍
	所得誘発額(億円)	1,023		所得誘発額(億円/年)	30	208	7倍
	誘発雇用人数(人)	27,284		誘発雇用人数(人)	954	7,386	8倍
	税収効果(億円)	235		税収効果(億円/年)	13	88	7倍
普天間飛行場	生産誘発額(億円)	8,784	普天間飛行場	生産誘発額(億円/年)	130	3,604	28倍
	所得誘発額(億円)	2,708		所得誘発額(億円/年)	35	928	26倍
	誘発雇用人数(人)	72,284		誘発雇用人数(人)	1,074	34,093	32倍
	税収効果(億円)	622		税収効果(億円/年)	14	430	32倍
牧港補給地区	生産誘発額(億円)	5,486	牧港補給地区	生産誘発額(億円/年)	224	2,675	12倍
	所得誘発額(億円)	1,694		所得誘発額(億円/年)	57	670	12倍
	誘発雇用人数(人)	45,177		誘発雇用人数(人)	1,793	24,928	14倍
	税収効果(億円)	389		税収効果(億円/年)	24	316	13倍
那覇港湾施設	生産誘発額(億円)	1,641	那覇港湾施設	生産誘発額(億円/年)	28	1,076	38倍
	所得誘発額(億円)	509		所得誘発額(億円/年)	7	275	38倍
	誘発雇用人数(人)	13,543		誘発雇用人数(人)	228	10,687	47倍
	税収効果(億円)	117		税収効果(億円/年)	3	130	42倍
合計	生産誘発額(億円)	20,477	合計	生産誘発額(億円/年)	545	8,383	15倍
	所得誘発額(億円)	6,321		所得誘発額(億円/年)	141	2,165	15倍
	誘発雇用人数(人)	168,621		誘発雇用人数(人)	4,400	80,503	18倍
	税収効果(億円)	1,451		税収効果(億円/年)	57	1,004	18倍

用語説明：

- ・生産誘発額：経済的取引の連鎖により、他の商品・サービスの需要が波及し、様々な産業の生産が誘発される理論上の効果額
- ・所得誘発額：様々な産業の生産が誘発されることに伴い、雇用者所得が誘発される理論上の効果額
- ・誘発雇用人数：誘発される生産を行うために必要となる理論上の雇用者数
- ・税収効果：企業の営業余剰、雇用者所得の増加に伴い、増加が見込まれる理論上の税収額

3) 西普天間住宅地跡地における「国際医療拠点構想」実現に向けた取り組み動向

西普天間住宅地跡地における「国際医療拠点構想」実現に向けた取り組み動向は以下とおりである。

①国際医療拠点構想の検討方向性（平成 27 年 12 月時点）

「西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成に関する協議会」における議論の状況を中間的に集約したもの（協議会は継続中）。

■構想の狙い

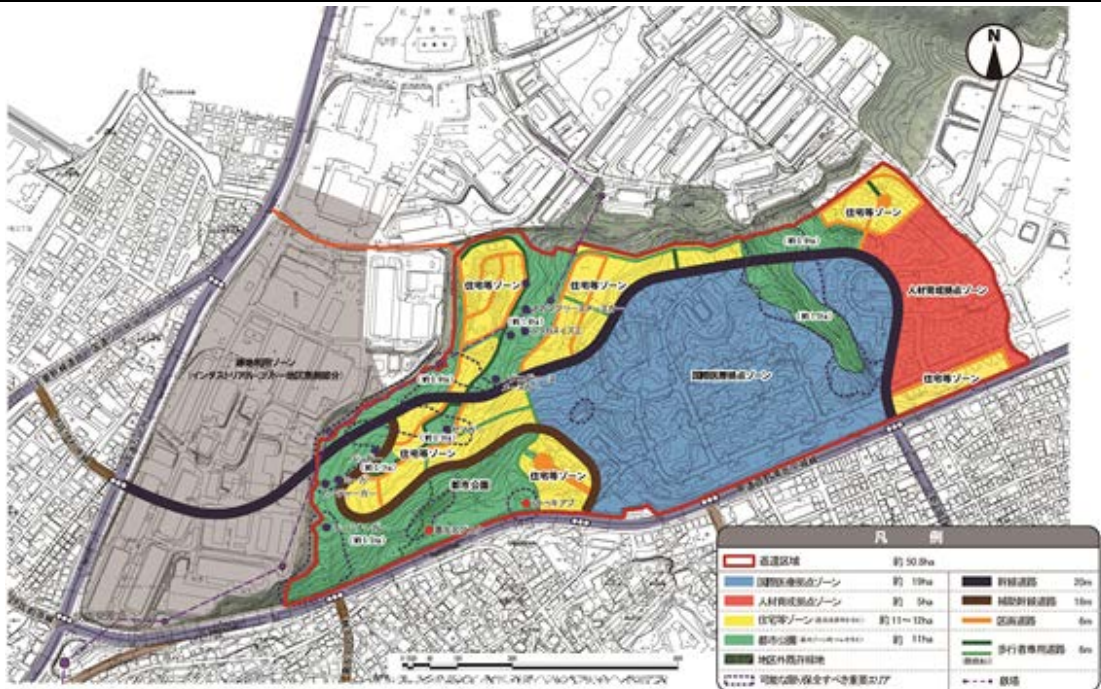
- ① 医療技術革新に向けた**先進的な研究機能を創出**するとともに、それに派生して**医療関連産業の集積や創出**を図ること
- ② 県民に対する高度・先進医療の提供等を図るとともに、離島・へき地への医師派遣を強化するなどにより地域医療水準を向上させ、「健康長寿沖縄」の再生・発展を果たすこと
- ③ 人材育成の場として医師等の養成・確保や国際的研究交流を進めること

■構想の具体化に向けて

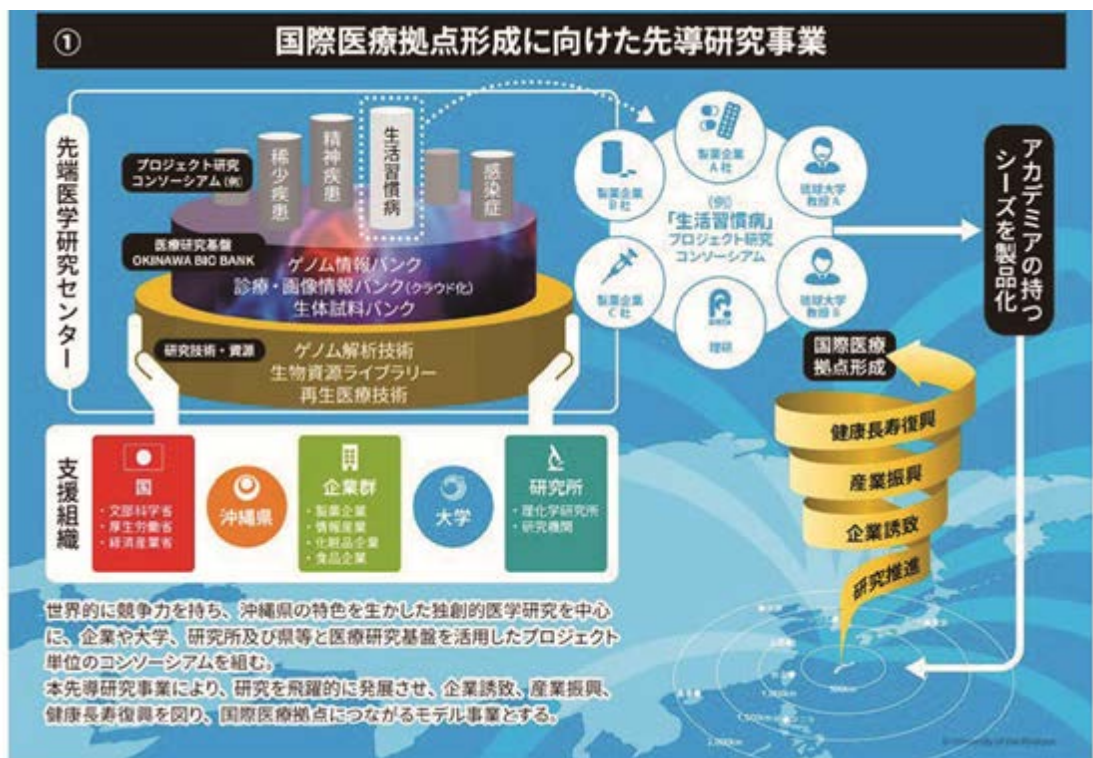
- ①**琉球大学医学部及び同附属病院の移設**
 - ・琉球大学医学部及び同附属病院の施設を西普天間住宅地区に移設するとともに、先端医学研究センターを新たに設置する方向で検討
- ②**産学官連携**
 - ・琉球大学医学部と製薬会社等が連携した「感染症」「生活習慣病」「精神疾患」等についての共同研究による、創薬の拠点化の検討
 - ・O I S Tや沖縄高専をはじめ、沖縄科学技術振興センター、沖縄ライフサイエンス研究センター等、県内の研究機関・企業との連携の推進
- ③**OKINAWABI OBANK構想（仮称）**
 - ・沖縄県で収集されている診療・画像情報に加えて、ゲノム情報等の収集・データベース化による、創薬や先端医療につなげる構想の検討
- ④**その他**
 - OHMIC構想の検討**
 - ・日米間の実務レベルにおいて、課題の抽出や整理を含め検討
 - 地域医療水準の向上の検討**
 - ・離島・へき地医療（医療従事者確保、遠隔医療等）、高度医療機能等
 - 国際研究交流・医療人材育成の検討**
 - ・海外大学との交流深化、質・量両面での医学研究者の育成等

■今後の課題等

- 宜野湾市西海岸地域、コンベンションエリア及び普天間飛行場跡地との連携、特区の活用及び「健康長寿沖縄」の再生・発展に向けた取組についても検討していく必要
- 本構想を推進するため、跡地利用に向けた宜野湾市における取組みを国において支援していく必要



図Ⅱ-11 西普天間住宅地区跡地利用計画 /宜野湾市(平成27年7月)



図Ⅱ-12 OKINAWA BIO BANK 構想(仮称) /琉球大学